



3. 行政と市民、企業との関係において求められる 弁護士及び弁護士会の役割

行政連携推進プロジェクトチーム 事務局長 岸本 佳浩

1 伝統的な活動領域と弁護士及び 弁護士会の役割

1 伝統的な活動領域

行政分野を取り扱う弁護士は、伝統的には、行政手続法・行政不服審査・行政事件訴訟・国家賠償請求訴訟・情報公開請求訴訟・住民訴訟等を中心に、主として行政に対する対立当事者として活動してきました。

というのも国民の権利・自由の保障は、三権分立という統治機構の中で、最終的には裁判所が司法権の行使を通じた抑制・均衡システムの中で行政作用をチェックすることにより実現するほかないからです。

もちろん法令に精通した弁護士は、少数ながらも顧問弁護士のほか地方自治法上の監査委員(独任機関)及び包括外部監査人(及びその補助者)や第三者委員として、地方自治体のコンプライアンスの確保に重要な役割を担ってきました。

2 弁護士の役割

このように弁護士は、主として違法不当な公権力の行使等に対し、市民や企業の側に立って、行政上の不服申立手続等を通じて、違法不当な公権力行使等を是正し市民や企業の権利利益を擁護するという重要な役割を担っています。

その役割は今日において一層重要なものとなっています。

社会経済のグローバル化が進む一方で、過度の規制緩和や苛烈な自由競争は、格差・貧困・環境破壊等のさまざまな問題を招いています。今正に市民が直面している諸問題を解決するためには、行政が市民生活に深く関わりセーフティ・ネットの役割を果たすことが重要です。反面、市民が必要とする福祉予算が切り捨てられる場面では、市民と行政との利害対立が先鋭化することになります。そのような場

合、社会的弱者である市民の立場で権利利益の救済を図る担い手は、いかなる国家権力からも指導監督を受けない弁護士以外には存在しないといえます。

3 弁護士会の役割

そこで、弁護士会は、違法不当な公権力の行使等によって侵害された市民や企業の権利利益の救済を図るため、今後とも、行政救済制度(行政事件訴訟法や行政不服審査法など)の拡大と実効性を高めるための立法運動に積極的に取り組むとともに、行政救済手続全般に精通した専門弁護士を養成しなければなりません。

2 新たな活動領域と弁護士及び 弁護士会の役割

一方、法曹人口が大幅に拡大され、かつ行政法が司法試験の必須科目とされたことから窺われるように、弁護士及び弁護士会は、伝統的な活動領域及び役割を一層拡大強化するとともに、行政側及び第三者委員としても、多種多様な行政分野に進出し、そこに潜在する様々な法的ニーズに応えることが期待されているといえます。

そこで、行政分野における新たな法的ニーズと弁護士及び大阪弁護士会の役割について、以下、紹介いたします。

1 法の支配の実効性の確保

市民や企業に対する権利侵害を未然に防止するためには、何よりも行政活動そのものが法の支配及び住民福祉の理念に則り適法かつ公正に運営されなければなりません。

そのためには、行政側及び第三者委員の立場からも、適法かつ公正な行政活動が行われているかをチェックすることが弁護士に求められる重要な役割です。

従来の顧問弁護士や監査委員に加えて、包括外部監査人及びその補助者・任期付公務員・地方自治体職員・コンプライアンス委員などの形で、弁護士が果

たすべき役割は一層広く、かつ、その重要性を増しているといえます。

2 住民福祉のための行政サービス面での法的支援

地方自治体は、市民や企業に身近な存在であり、貧困者等社会的弱者のためのセーフティ・ネットとして重要な役割を担っています。行き過ぎた規制緩和により社会格差や貧困などの諸問題に直面している市民や企業の生活を守るためには、弁護士及び弁護士会が地方自治体と連携して、社会的弱者救済のための行政施策の構築を法的側面から支援することが必要です。このような視点で見れば、今後、高齢者・消費者・多重債務者・震災被害者・不定住者・自殺など、住民福祉サービスを所管する自治体の各部署との連携を強化することが必要といえます。

3 地方分権の受け皿となる地方公共団体のための法的支援

国から地方への「分権」は、憲法の目指すところです。地方自治法が抜本改正され、国の機関委任事務が廃止されました。地方自治体が、国の下部機関として隷従してきた時代から、名実ともに「自治体」となるためには、財政基盤の確保とともに、法的能力の向上を図ることが喫緊の課題です。

そのためには、自治体の債権回収や行政対象暴力対策などの場面で、弁護士又は弁護士会が、住民福祉にも配慮する形で、自治体職員のスキルアップを図るための研修や共同事例研究、債権回収業務等の受託をするなどの法的支援が必要といえます。

3 新たな取り組みとしての「行政連携推進」と課題

そこで、大阪弁護士会は、行政分野における新たな法的ニーズに応えるため、2011年（平成23年）4月より、理事者の下に「行政連携推進プロジェクトチーム」を設置しました。

1 新組織設置した3つの狙い

このような新組織を設置した狙いは次の3点にあります。

- 〔1〕 弁護士会として戦略性を持ち総合的かつ継続的に取り組むこと。
- 〔2〕 縦割りを排除し行政連携情報の共有化と活用を図ること。
- 〔3〕 各委員会等の行政連携活動を支援すること。

2 昨年度の取り組み

初年度ということもあって、以下のような取り組みを実施いたしました。

〔1〕 弁護士会内部の取り組み

- 各種委員会等への行政連携活動実施状況に関する照会
- 行政連携担当副委員長の選任及び意見交換会の開催
- 自治体アンケート調査結果を関係委員会へフィードバックし、自治体へのヒアリング及び企画を依頼

〔2〕 自治体向けの取り組み

- 自治体職員、任期付公務員、自治体市長へのインタビュー
- 「行政連携のお品書き」の発行と配付
- 大阪府下自治体に対する「行政連携のお品書き」に関するアンケート調査
- 池田市一般任期付非常勤短時間勤務職員採用に関する相談・支援
- 豊中市私債権管理回収担当職員研修に関する相談・支援
- 「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」出版報告会の共催
- 民暴委員会へ自治体職員向けセミナー「行政対象暴力」の企画を依頼
- 「月刊大阪弁護士会」へ行政連携に関する特集記事及び連載記事の掲載と自治体への配付

3 昨年度の取り組みを通じて確認できたこと

このような活動を通じて確認できたことをいくつか上げみると、以下のとおりです。

- 〔1〕 行政内部(特に現場)には、多種多様な法的二

ーズが眠っている。

〔2〕 自治体側の法的ニーズを弁護士会に繋ぐためには、①自治体向けの積極的な対外広報、②弁護士会役員と首長との人脈作り、③各委員会と自治体職員との現場レベルの交流など、複層的な取り組みが必要である。

〔3〕 先行自治体でモデルケースを作ることができれば、先行自治体の他の部署や、他の自治体にも広げやすい。

〔4〕 委員会が個別に行っている活動に、当PTのアイデアを加えることにより、自治体に潜在的な新たなニーズの掘り起こしに繋がる。

4 今年度の取り組み

昨年度の活動を踏まえ、今年度は、新たに以下のような取り組みをしたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

〔1〕 弁護士会内部の取り組み

- 当PTと関連委員会との間で迅速な情報共有と意思疎通を図ること。
- 関連委員会による自治体ヒアリング実施結果及びこれに基づく企画立案を集約し、弁護士会内で情報共有を図ること、など。

〔2〕 自治体向けの取り組み

- 市長インタビューの機会を捉えて、弁護士会副会長（当PT座長）及び役員経験者による積極的な対外広報を実施すること。
- 自治体に対する講師派遣等の機会を捉えて、「行政連携のお品書き」を配付し、行政連携活動をPRしていただくこと。
- 自治体による弁護士の任期付公務員採用の拡大を目指して、任期付公務員経験弁護士及び採用自治体職員をパネリストに招き、大阪府下自治体向けのシンポジウムを企画すること、など。



4. 高齢社会が求める弁護士の役割

高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 委員 青木 佳史

1 「人生100年」時代を「支えられて自分らしく」

わが国の高齢者の状況と今後の推移に照らして、高齢者が「人生100年」時代を安心して暮らすために、法的支援が欠かせない支援の一つとなっている。高齢や障害があっても「誰もが地域で安心して暮らす権利」（2005年：日弁連人権大会）の重要性は、その後、障害者権利条約19条にも体现され、国際的にも根幹となる基本的権利として、その具体的保障のあり方が重要になっている。地域で安心して暮らし続けるためには、福祉や医療などの支援や地域住民の支え合いはもちろん、その判断能力を補ったり、リスクから保護するための法的支援もまた欠かせないものになっている。

近時「無縁社会」「孤独死」として社会的課題となっているが、高齢者の生活状況は、ここ数十年の社会構

造の必然的变化により、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が急速に増加にしており（特に大阪は、数年後にはいずれについても全国一位となることが見込まれている）、その長寿を様々な不安を抱えながら暮らしている。

病気になったらどうする？必要な介護を受けられるか？終いの住まいはどこにすべきか？できれば最後まで自宅で暮らしたいが…。この先、年金だけで生活費は足りるだろうか、ポケで判断がおぼつかなくなったらどうしよう？年寄りを狙った詐欺に騙されないだろうか？話し相手もなく孤独で寂しい。家族でも虐待があるというけれど大丈夫だろうか。最期は延命治療などせずに安らかに死にたい。亡くなってからも親戚に手間をかけさせたくない。子どももいないから残した財産は誰かの役にたてたい。などなど様々である。

その不安を取り除くためには、医療、介護、住宅、